

受診勧奨通知の事業所との共同利用について

当健康保険組合では、疾病予防事業として、健康診断（定期健診、生活習慣病健診または人間ドック）を受診した結果、生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診者に対して、医療機関への受診勧奨通知を送付しておりますが、受診率向上のため、未受診者情報を事業所と共同で利用いたします。

個人情報保護法では、個人データを第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となりますが、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号において、下記 1～4 の事項をあらかじめ、本人が容易に知り得る状態に置いている場合は、本人の同意を得たこととして、個人データを共同で利用することが可能となります。

このことにより、当健康保険組合と事業所は加入者の受診勧奨に関する個人データについて共同して利用することを公表するものです。

1 共同して利用される個人データの項目

健康診断の結果、生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診者情報。

2 共同して利用する者の範囲

（１）当健康保険組合

総務部健康管理課

（２）事業所

事業主、健康管理事務の担当者又は産業保健専門職

ただし、「保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書」を締結した事業所に限る。

3 利用する者の利用目的

被保険者の中長期的な生活習慣病予防のため、健診事後フォロー並びに受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

4 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

（１）当健康保険組合

個人情報取扱責任者

（２）事業所

当該事業所の健康診査データの管理責任者

※本事業で取り扱う個人情報には、詳細なレセプト情報（病歴・治療内容等）は含まれておりません。また、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲以外で用いられないことを申し添えます。

問い合わせ先

健康管理課 電話 03-3866-5051